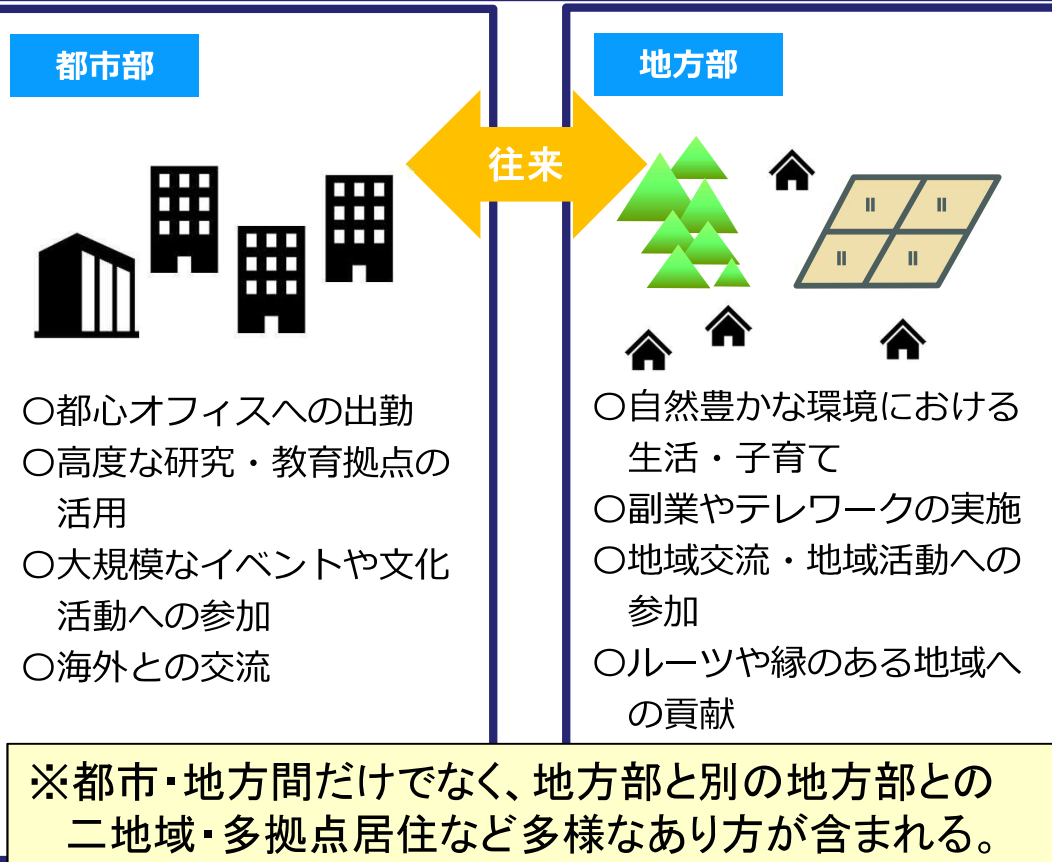
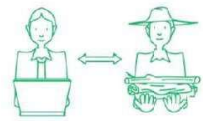
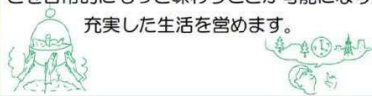
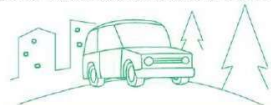


「二地域居住」とは

二地域居住とは

- 二地域居住とは、主な生活拠点とは別の特定の地域に生活拠点（ホテル等も含む。）を設ける暮らし方
- 二地域居住の促進は、社会においても、個人においても様々な意義、メリット、可能性が存在
 - ・ **地方への人の流れを生む**ことで、地域の担い手の確保や消費等の需要創出、新たなビジネスや後継者の確保、雇用創出、関係人口の創出・拡大が図られる（社会的意義）。
 - ・ **都市部も過密を避けつつ**、国土全体の**多様な自然資本・文化資本を活用**し、国際競争力のさらなる強化が望まれる。
 - ・ **多様なライフスタイルの実現を通じたウェルビーイングの向上**、新たな暮らし方や新たな働き方の実現、新たな学びの機会の創出が可能になる（個人的意義）。
 - ・ 自然災害やコロナ禍のような突発的な危機や変動に対する**冗長性（リダンダンシー）の確保**にも資する。



新しい体験・多様な体験 都市でも地方でもそれぞれの地域の良さを享受できる新たな出会いや体験が待っています 	新たなコミュニティに参加 今までいた場所では出会えなかったコミュニティに参加できるかもしれません。多様な趣味のサークルやご近所づきあいなど貴重な人や場とのつながりが身近に。 
働き方・暮らし方・生き方の充実や実現 自身の志向や感性に応じて時間や場所を選択する生活スタイルの可能性があります。地域固有の自然や食、歴史文化、レジャーなどを日常的にもっと味わうことが可能になり、充実した生活を営めます。 	地域に必要とされる存在・自己実現 自身の趣味や特技、培った経験を多様な地域で発揮することで、その地域の助けとなるとともに、やりがいや生きがいにつながります。 
災害時等のいざというときの避難場所として 日本はいつ災害に見舞われるか分からない災害列島です。二地域居住をしていれば、いざというときに住み慣れた地域へ避難することができます。 	将来の移住に向けて 現在の拠点を残しながら、別の地域での生活をお試し。移住に比べて、かわりを残しながら、新たな生活スタイルを取り込めるのが良いところ。 

広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律の一部を改正する法律

※令和6年5月15日成立。同年11月1日施行

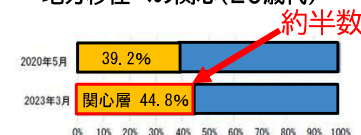
背景・必要性

- コロナ禍を経て、Uターンを含めた若者・子育て世帯を中心とする二地域居住へのニーズが高まっていることから、地方への人の流れの創出・拡大の手段として、二地域居住の促進が重要。しかし、その促進に当たっては、「住まい」「なりわい(仕事)」「コミュニティ」に関するハードルが存在。
- このため、二地域居住者向けの住宅、コワーキングスペース、交流施設等の整備や、市町村による地域の実情を踏まえた居住環境の整備の取組に対する制度的な支援が必要。
- そこで、**二地域居住**の促進を通じた広域的な地域活性化のための基盤整備を一層推進し、**地方への人の流れの創出・拡大**を図ることが必要。

二地域居住等への関心



地方移住への関心(20歳代)



法律の概要

※1法律上は「特定居住」

1【都道府県・市町村の連携】二地域居住※1促進のための市町村計画制度の創設

- ・ 都道府県が**二地域居住**に係る事項を内容に含む広域的な地域活性化基盤整備計画を作成したとき、市町村は二地域居住の促進に関する計画(**特定居住促進計画**)を作成可能
- ・ 特定居住促進計画には、地域における**二地域居住に関する基本的な方針、拠点施設の整備に関する事項**等を記載するものとし、当該計画に定められた事業の実施等について**法律上の特例**を措置(住居専用地域において二地域居住者向けのコワーキングスペースを開設しやすくする等)
⇒ 空き家改修・コワーキングスペース整備について支援<予算>
- ・ 市町村は、都道府県に対し、**二地域居住**に係る拠点施設と重点地区をその内容に含む**広域的な地域活性化基盤整備計画**の作成について提案が可能

都道府県(広域的な地域活性化基盤整備計画)

- ✓ 広域からの来訪者(観光客等)を増加させるインフラ(アクセス道路等)の整備事業等【現行】
- ✓ **二地域居住**に係る拠点施設【新設】
- ✓ その整備を特に促進すべき重点地区【新設】
⇒ インフラ整備(都道府県事業)について社会資本整備総合交付金(広域連携事業)により支援<予算>

市町村(特定居住促進計画)【新設】

- ✓ 特定居住促進計画の区域
 - ✓ **二地域居住**に関する基本的な方針(地域の方針、求める二地域居住者像等)
 - * 住民の意見を取り入れた上で公表し、地域と二地域居住者とを適切にマッチング
 - ✓ **二地域居住**に係る拠点施設の整備
 - ✓ **二地域居住者の利便性向上、就業機会創出に資する施設の整備**
 - * 事業の実施等について法律上の特例を措置
- ▼整備イメージ



<住宅>



<コワーキングスペース>



2【官民の連携】二地域居住者に「住まい」「なりわい」「コミュニティ」を提供する活動に取り組む法人(二地域居住等支援法人※2)の指定制度の創設

※2法律上は「特定居住支援法人」

- ・ 市町村長は**二地域居住促進に関する活動を行うNPO法人、民間企業(例:不動産会社)等を二地域居住等支援法人として指定可能**
- ・ 市町村長は空き家等の情報、仕事情報、イベント情報などの関連情報を情報提供(空き家等の不動産情報は本人同意が必要)
- ・ 支援法人は、市町村長に対し、特定居住促進計画の作成・変更の提案が可能
⇒ 支援法人の活動について支援<予算>

3【関係者の連携】二地域居住促進のための協議会制度の創設

- ・ 市町村は、特定居住促進計画の作成等に関し必要な協議を行うため、当該市町村、都道府県、二地域居住等支援法人、地域住民、不動産会社、交通事業者、商工会議所、農協等を構成員とする**二地域居住等促進協議会※3**を組織可能

※3法律上は「特定居住促進協議会」

【目標・効果】二地域居住の促進により、地方への人の流れの創出・拡大を図る(KPI) ①特定居住促進計画の作成数:施行後5年間で累計600件
②二地域居住等支援法人の指定数:施行後5年間で累計600法人

